



TOKIO MARINE
NICHIDO

2024.3改定

重要事項説明書

契約概要／注意喚起情報

家計保障定期保険NEO

家計保障定期保険(無解約返戻金型)

ご契約前に必ずご確認ください大切な情報を記載しています。

内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。

※この「重要事項説明書 契約概要／注意喚起情報」の中の「当社」は「東京海上日動あんしん生命」を指します。

東京海上日動あんしん生命



この冊子には、 ご契約前に必ずご確認ください 大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
この冊子には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご契約いただいている特約を
保険証券にてご確認のうえ、この冊子の該当部分をご覧くださいますようお願いいたします。

契約概要

P.1～P.11

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

家計保障定期保険NEO (家計保障定期保険 (無解約返戻金型))

商品の特長・仕組み	P.1
保障内容	P.2～P.3
その他ご確認ください事項	P.9～P.11

家計保障定期保険NEO 就業不能保障特約 付加 (家計保障定期保険 (無解約返戻金型) 就業不能保障特約 付加)

商品の特長・仕組み	P.4
保障内容	P.5～P.8
その他ご確認ください事項	P.9～P.11

注意喚起情報

P.12～P.21

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項 P.22～P.23

ご契約のお申込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

Web約款 (インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧) については、裏表紙をご確認ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は[「ご契約のしおり」](#)、「約款」に記載していますのでご確認ください。

家計保障定期保険NEO[®][無配当]

2024.3
改定

家計保障定期保険(無解約返戻金型)

特長

- **死亡・高度障害の保障**として、**毎月所定の給付金を一定期間**お受け取りいただけます。
- 喫煙状況・健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、**区分保険料率適用特約を付加**することで、標準の保険料率より**割安な保険料率を適用**することができます。

仕組み

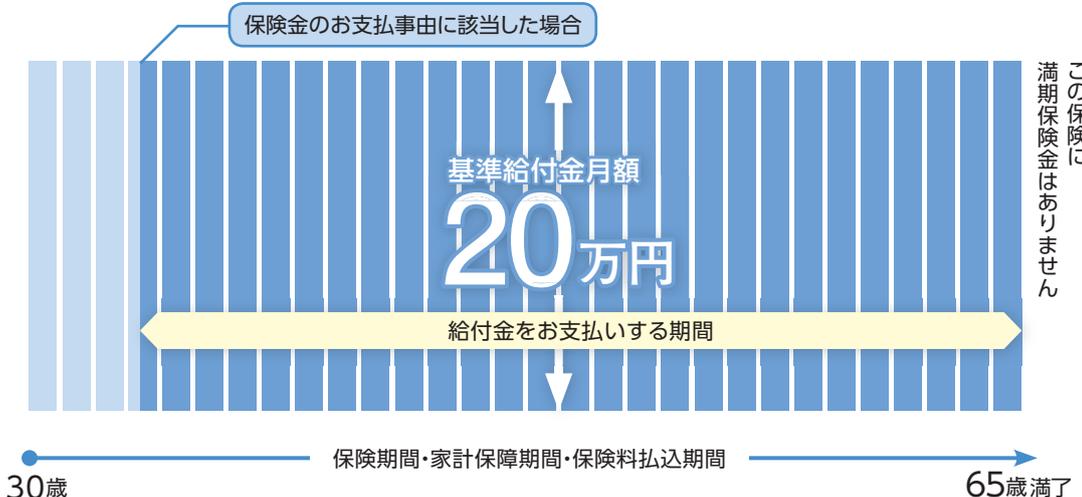
ご契約例 (計算基準日:2024年3月2日)

- **ご契約年齢** ▶ 30歳(男性)
- **最低支払保証期間** ▶ 2年
- **特定疾病保険料払込免除特約付加**

- **適用保険料率** ▶ 標準保険料率
- **月払保険料(口座振替扱)** ▶ 8,120円

(注1) 適用保険料率については、[P.9](#)の「その他ご確認いただきたい事項」をご参照ください。

(注2) 基準給付金月額が6万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。



(注3) 保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。

(注4) 受取総額は、お支払事由に該当した時期やお受取方法等によって異なります。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険の主契約には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

契約者配当

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

保障内容

- この保険で支払われる保険金・給付金等および付加できる主な特約・特則は以下のとおりです。
(特約・特則はご契約に付加した場合のみ対象となります。この保険に付加できるその他の特約については、➡P.9の「その他ご確認いただきたい事項」をご参照ください。)

主契約・特約・特則		お支払事由の概要	お支払いする保険金額等	ご注意事項
家計保障 定期保険 (無解約 返戻金型) 〈主契約〉	死亡保険金	死亡したとき	(1)月払給付の場合 基準給付金月額 家計保障期間満了日まで毎月お支払いします。	P.3 1
	高度障害 保険金	所定の高度障害状態になったとき	(2)一時支払の場合 お支払事由に該当した時点の保険金額	
	保険料払込み の免除	不慮の事故によるケガ(*1)で所定の身体障害の状態になったとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。		—
	特定疾病 保険料払込 免除特則	上記の「保険料払込みの免除」のほか、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①初めて悪性新生物(*2)と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患(*2)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき		P.3 2

(*1) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内にお支払事由または免除事由に該当した場合、保険金・給付金のお支払いまたは保険料払込みの免除の対象となります。

(*2) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

〈その他の特約について〉

特約のお取扱いは、募集代理店等によって異なり、以下の特約はお取扱いしておりません。

特約の種類	お支払事由・特約等の概要	お支払いする保険金額等
災害割増特約	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき	災害死亡保険金額
	不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態になったとき	災害高度障害保険金額（災害死亡保険金額と同額）
傷害特約 (本人型)	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき	災害死亡保険金額
	不慮の事故で所定の身体障害状態になったとき	災害死亡保険金額×身体障害の程度に応じた給付割合 給付割合は保険期間を通じて100%を限度とします。

*「重要事項説明書」の他の箇所では、上記の特約を除く特約について記載しています。

〈ご注意事項〉

1 保険金のお支払方法について

- 主契約の保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

月払給付	家計保障期間満了日まで、基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

- 月払給付の場合、お支払事由に該当した日から家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
- 一時支払の場合、お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逓減します。

2 特定疾病保険料払込免除特則について

- 悪性新生物による保険料払込みの免除について、次の点にご注意ください。
 - ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はできません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はできません。
 - ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療（※1）に該当する手術をいいます。
 - （※1）先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物（※2）、心疾患（※3）、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。
 - （※2）「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版（2012年改訂版）」により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
 - （※3）高血圧性心疾患は対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は[「ご契約のしおり」](#)、[「約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

家計保障定期保険NEO〔無配当〕 就業不能保障特約 付加

2024.3
改定

家計保障定期保険(無解約返戻金型) 就業不能保障特約 付加

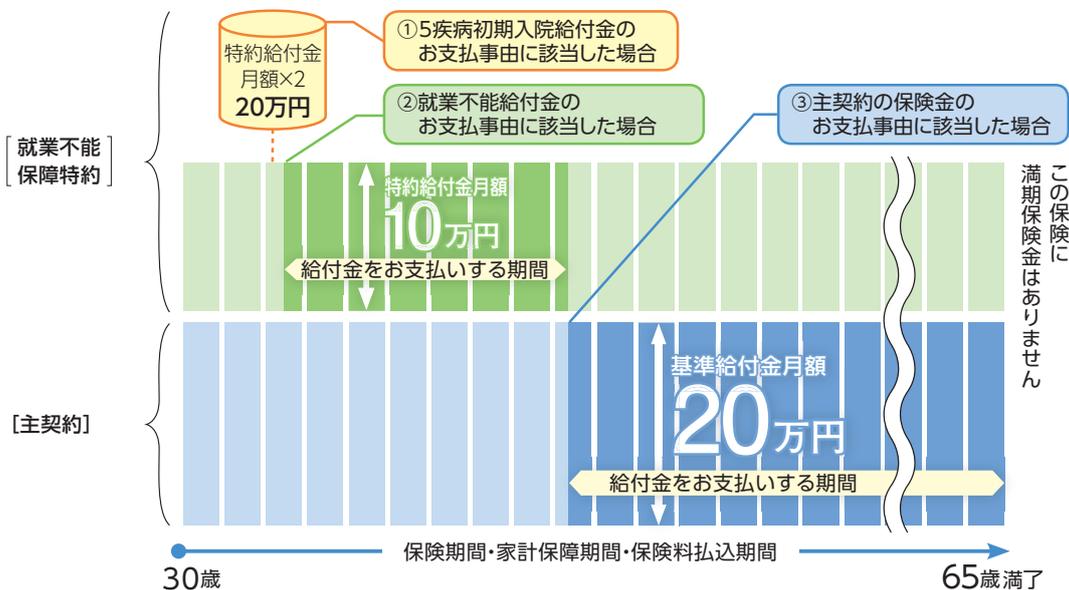
特長

- 死亡・高度障害の保障に加え、**特約の型**に応じて、**5疾病による入院・在宅療養や、障害状態、介護が必要な状態の保障**として、**毎月所定の給付金を一定期間**お受け取りいただけます。
(保障範囲の異なる3つの型から特約の型をお選びいただけます。)
- 喫煙状況・健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、**区分保険料率適用特約を付加**することで、標準の保険料率より**割安な保険料率を適用**することができます。

仕組み

ご契約例 | (計算基準日:2024年3月2日)

- ご契約年齢 ▶ 30歳(男性)
 - 最低支払保証期間 ▶ 2年
 - 給付金支払期間(特約) ▶ 保険期間満了日まで
 - 特約の型 ▶ Ⅲ型
 - 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型)付加
 - 適用保険料率 ▶ 標準保険料率
 - 月払保険料(口座振替) ▶ 14,200円
- (注1) 適用保険料率については、[P.9](#)の「**その他ご確認いただきたい事項**」をご参照ください。
(注2) 基準給付金月額が6万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。(付加される特約には、高額割引制度はありません。)



- (注3) 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約給付金はお支払いの対象となりません。
(注4) 主契約は、保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。
(注5) 受取総額は、お支払事由に該当した時期やお受取方法等によって異なります。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険の主契約および特約には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

契約者配当

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

保障内容

- 家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加される就業不能保障特約にはI型～III型の3つの型があり、特約の型に応じて、お支払いの対象が異なります。選択できる特約の型は以下のとおりです。

（○：お支払いの対象、－：お支払いの対象外）

特約の型	給付金の種類		就業不能給付金の対象とする状態		
	就業不能給付金	5疾病初期入院給付金	所定の障害状態	介護が必要な所定の状態	5疾病による所定の入院・在宅療養状態
I型	○	－	○	○	－
II型	○	○	－	－	○
III型	○	○	○	○	○

（注）選択された特約の型は変更することはできません。

- この保険で支払われる保険金・給付金等および付加される主な特約は以下のとおりです。

（この保険に付加できるその他の特約については、➡P.9の「**その他ご確認いただきたい事項**」をご参照ください。）

（○：お支払いの対象、－：お支払いの対象外）

主契約・特約	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等	特約の型(*1)			ご注意事項
			I型	II型	III型	
家計保障定期保険 〔無解約返戻金型〕 ＜主契約＞	死亡保険金	死亡したとき	○	○	○	P.7 2
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	○	○	○	
就業不能保障特約	就業不能給付金	〔所定の障害状態を対象とする場合〕 病気やケガにより、以下の①～③のいずれかの障害状態に該当したとき ①国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき(*2) ②身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき ③特定生活障害状態に該当したとき	○	－	○	P.6 1 P.7 3
		〔介護が必要な所定の状態を対象とする場合〕 病気やケガにより、以下の①または②の介護が必要な状態に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき	○	－	○	
	〔5疾病による所定の入院・在宅療養状態を対象とする場合〕 5疾病(*3)による入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき	－	○	○		
	5疾病初期入院給付金	5疾病(*3)の治療を目的として所定の入院をしたとき	－	○	○	
就業不能一時金特約	就業不能一時金	（ご契約に付加した場合） 選択された特約の型(*1)に応じた〔就業不能給付金〕のお支払事由に該当したとき	○	○	○	

(*1) 就業不能保障特約の型をいいます。

(*2) 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

(*3) 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全をいいます。（上皮内新生物は対象になりません。）

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。

- この保険では、約款に定める所定の状態になった場合、将来の保険料のお払込みが免除されます。

主契約・特則	保険料払込みの免除事由の概要	特則付加の条件等	ご注意事項	
家計保障 定期保険 〔無解約 返戻金型〕	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	—	—	
	特則を付加した場合は、上記のほか、次の場合に将来の保険料のお払込みが免除されます。			
	特定疾病 保険料払込 免除特則	以下の①または②のいずれかに該当したとき ①初めて悪性新生物(*1)と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患(*1)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	I型(*2)の場合に付加することができます。	P.6 1 P.8 4
	障害介護 保険料払込 免除特則	I型(*2)の場合の 就業不能給付金 のお支払事由に該当したとき	I型(*2)の場合に必ず付加されます。(*3)	—
特定疾病・ 就業不能 保険料払込 免除特則	以下の①～③のいずれかに該当したとき ①初めて悪性新生物(*1)と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患(*1)により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき ③選択された特約の型(*2)に応じた 就業不能給付金 のお支払事由に該当したとき	II型・III型(*2)の場合に必ず付加されます。(*3)	P.6 1 P.8 4	

(※1) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

(※2) 就業不能保障特約の型をいいます。

(※3) 障害介護保険料払込免除特則、特定疾病・就業不能保険料払込免除特則は、選択された特約の型(*2)に応じて、いずれか一方のみが付加されます。就業不能給付金のお支払事由に該当したときは、就業不能給付金をお支払いするほか、これらの特則により将来の保険料のお払込みが免除されます。

- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、この保険に付加される特約・特則の 給付金・一時金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。 その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

〈ご注意事項〉

1 悪性新生物に関する不担保期間について

- この保険に付加される特約・特則(※1)には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

・悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、給付金・一時金のお支払いはできません(※2)。(特約の型がII型・III型の場合)

・悪性新生物による保険料払込みの免除はできません(※2)。

この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除はできません(※2)。

(※1) 特約の型がI型の場合および障害介護保険料払込免除特則を除きます。

(※2) 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除には不担保期間のお取扱いはありません。

2 保険金のお支払方法について

- 主契約の保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

月払給付	家計保障期間満了日まで、基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

- 月払給付の場合、お支払事由に該当した日から家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
- 一時支払の場合、お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。

3 就業不能保障特約および就業不能一時金特約について

《2特約共通》

- お支払いの対象となる特定生活障害状態、要介護状態、5疾病および入院・在宅療養状態とは、それぞれ次のとおりです。

特定生活障害状態	次のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。詳細は特約条項の別表をご参照ください。 ○ 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害 ○ 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害 ○ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、特約条項所定の条件を満たす介護が必要な状態をいいます。ただし、死亡した後や介護を必要としなくなった後は、要介護状態とはいいません。 要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。
5疾病	特約条項の別表に定める悪性新生物(*1)(*2)、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全(*3)をいいます。
入院・在宅療養状態	次のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。 ○ 5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ○ 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療(*4)に専念している状態

- (*1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
- (*2) 悪性新生物は、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- (*3) 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
- (*4) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料・救急搬送診療料を除きます。)の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約の給付金等のお支払対象となりません(※)。

(※) 就業不能一時金特約において、以下の①または②に該当する場合等はお支払対象となります。

- ① 主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた障害により身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けたとき
- ② 主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた要介護状態、入院・在宅療養状態により一時金のお支払事由に該当したとき

- これらの特約は、次のいずれかに該当したときに消滅します。
 - ・就業不能保障特約の場合：給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
 - ・就業不能一時金特約の場合：一時金をお支払いしたとき

《就業不能保障特約》

- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、給付金支払期間満了日まで(※)特約給付金月額を毎月お支払いします。

(※)給付金支払期間を年数で定めた場合、第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときは、保険期間満了日までとします。

- 第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、最低支払保証期間を通じて特約給付金月額を毎月お支払いします。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

《就業不能一時金特約》

- この特約には3つの型があり、この特約の型と就業不能保障特約の型は同一とします。就業不能給付金のお支払事由に該当したときは、就業不能給付金に加えて、この特約の一時金をお支払いします。

4 特定疾病保険料払込免除特則および特定疾病・就業不能保険料払込免除特則について

- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療(※1)に該当する手術をいいます。
 - (※1)先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物(※2)、心疾患(※3)、脳血管疾患、肝硬変(※4)、慢性腎不全(※4)は、普通保険約款の別表に定めるものとします。
 - (※2)「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
 - (※3)高血圧性心疾患は対象となりません。
 - (※4)肝硬変、慢性腎不全は、特定疾病・就業不能保険料払込免除特則のみ対象となります。また、慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
- 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則には2つの型があり、特則の型と就業不能保障特約の型は同一とします。

その他ご確認いただきたい事項

適用保険料率(区分保険料率適用特約)について

- この保険の主契約および特約の保険料は、被保険者の喫煙状況、体格(BMI)および血圧値に応じて、次のいずれかの保険料率を適用して算出します。 ○:下記基準を満たしている場合、-:下記基準を満たしていない場合

適用保険料率(*1)	喫煙状況	体格(BMI)および血圧値
①非喫煙者優良体保険料率(*2)	○	○
②非喫煙者標準保険料率(*2)	○	-
③喫煙者優良体保険料率(*2)	-	○
④標準保険料率	-	-

(*1) 被保険者の年齢が20歳未満の場合は、下記基準によらず、標準保険料率を適用します。

(*2) 区分保険料率適用特約を付加します。

- 上記①～③の保険料率を適用する基準は、次のとおりです。

項目	適用基準
喫煙状況	次のすべてを満たす場合 ○過去1年以内に喫煙していないこと。 ○所定の喫煙検査による結果が陰性であるか、または健康診断書により喫煙歴のないことが確認できること。
体格(BMI)および血圧値	次のすべてを満たすことが健康診断書により確認できる場合 ○BMI(*)の値が18以上27以下であること。 ○最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下かつ最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下であること。

(*) BMI (ボディ・マス・インデックス) = 体重(kg) ÷ {身長(m)}²

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

- P.1およびP.4のご契約例の保険料について、適用保険料率や付加する就業不能保障特約の型を変えた場合の保険料と比較すると、次のとおりです。

【家計保障定期保険NEOの場合(P.1)】

適用保険料率	保険料
①非喫煙者優良体保険料率	5,040円
②非喫煙者標準保険料率	6,260円
③喫煙者優良体保険料率	6,680円
④標準保険料率	8,120円(*1)

(*1) P.1のご契約例の保険料です。

【家計保障定期保険NEO 就業不能保障特約 付加の場合(P.4)】

適用保険料率	特約の型	I型(*2)	II型	III型
①非喫煙者優良体保険料率		6,420円	8,800円	10,120円
②非喫煙者標準保険料率		7,970円	10,330円	11,590円
③喫煙者優良体保険料率		8,410円	10,850円	12,520円
④標準保険料率		9,940円	12,640円	14,200円(*3)

(*2) 特定疾病保険料払込免除特則および障害介護保険料払込免除特則を付加した場合とします。

(*3) P.4のご契約例の保険料です。



ご注意

- ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、当社はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙等により喫煙検査で「陽性」と判定された場合は、①非喫煙者優良体保険料率・②非喫煙者標準保険料率を適用することはできません。
- 「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

リビング・ニース特約について

- 将来の死亡保険金のお支払いに代えて、次のとおり特定状態保険金をお支払いします。

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額
特定状態 保険金	余命が6か月以内と判断されるとき(*)	$\text{特定状態保険金の受取人がご請求された金額 (指定保険金額)} - \left[\begin{array}{l} \text{指定保険金額に対応する6か月分の} \\ \text{利息} \end{array} + \begin{array}{l} \text{指定保険金額に対応する6か月分の} \\ \text{保険料相当額} \end{array} \right]$

(*) 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて行います。

- 特定状態保険金のご請求額は、ご請求日の6か月後の主契約の保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)とします。
ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。
- 特定状態保険金としてご請求日の6か月後の主契約の保険金額の一部をご請求されたときは、主契約のうち、指定保険金額に対応する部分が消滅し、残りの部分は保障が継続します。
- 特定状態保険金のお支払方法は一時支払のみとし、月払給付のお取扱いはいたしません。
- 特定状態保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度とし、特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

指定代理請求特約について

- 被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
 - ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して保険金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金等をお支払いしません。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。
- 保障内容が同じ場合、一般に保険料払込期間が長いご契約より短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- 実際のご契約内容(適用保険料率・保険期間・基準給付金月額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

- 募集代理店によってお取扱いの範囲（保障内容、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料払込経路の取扱範囲等）が異なります。詳細は募集代理店にご確認ください。
- 超保険（※）のお取扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
（※）「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。
- この商品は、当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

生命保険に関するご相談・お問い合わせ

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター
 **0120-016-234**

受付時間
平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、➡「**ご契約のしおり**」、「**約款**」に記載していますのでご確認ください。

✓ クーリング・オフについて

➡「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.32～

1 クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます。



- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日(※1)**」の**いずれか遅い日**から、その日を含めて**8日以内(※2)**であれば、**郵便または当社ホームページ**でクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(※1) 第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した日をいいます。

(※2) 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「**ご契約のお申込日**」から、その日を含めて**8日以内**となります。

クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合
- ④法人をご契約者とする場合

クーリング・オフのお申出方法

- クーリング・オフのお申出は郵便または当社ホームページで行うことができます。

【郵便でお申出いただく方法】

- ・ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
- ・クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号

東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) **安心 太郎(アンシン タロウ)**

③住所 **東京都××区〇〇〇〇**

④電話番号 **03-****-******

⑤証券番号 **xxxxxxxxxxxx**

⑥取扱者/代理店 **△△保険サービス**

⑦保険料 **□□□□円**

⑧返金先口座 **〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇**

□座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

【当社ホームページでお申出いただく方法】

- ・当社ホームページ (<https://www.tmn-anshin.co.jp/>) にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申し出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- ・お申出フォームは、当社ホームページから「クーリングオフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

クーリング・オフに関するご注意

- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

✓ 告知について

➔「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.32～

2

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



■ ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、喫煙状況、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。



■ 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約を特別な条件付(保険料の割増※、保険金の削減等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。



(※)保険料の割増を行う場合、区分保険料率適用特約は付加できません。

■ 告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➤ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。



➤ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➤ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返しいたしません。

■ ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

✓ 責任開始期について

➡「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.33～

3

保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、
所定の手続きが完了した時から開始します。



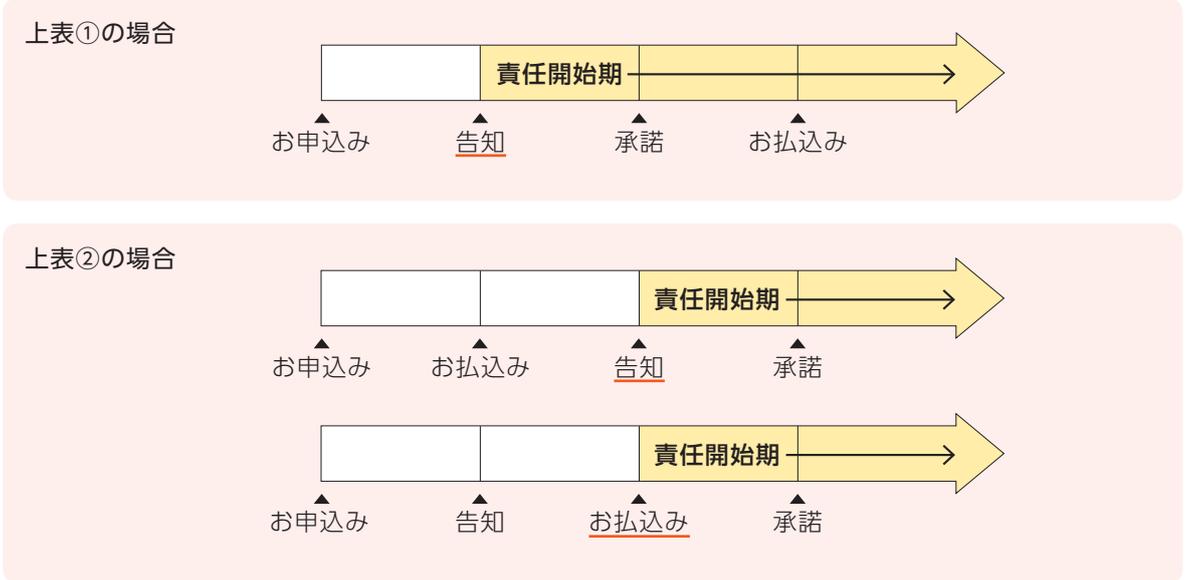
- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが完了した時からご契約上の保障を開始します。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①「責任開始期に関する特約」を 付加する ご契約 (お払込方法が 口座振替)の場合	下記のいずれか遅い時 ・ 告知の時 ・ ご契約のお申し込みを受けた時(※1)
②「責任開始期に関する特約」を 付加しない ご契約 (お払込方法が 口座振替以外)の場合	下記のいずれか遅い時 ・ 告知の時 ・ 第1回保険料相当額のお払込みが完了した時 (※2)

(※1)「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申し込みをされた時」をいいます。

(※2)第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

【責任開始期の例示】



- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



付加される特約・特則や特約の型によっては、悪性新生物に関して、責任開始日からその日を含めて90日の不担保期間(※)があります。

(※)不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合は保障の対象となりません。

4 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の 第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。

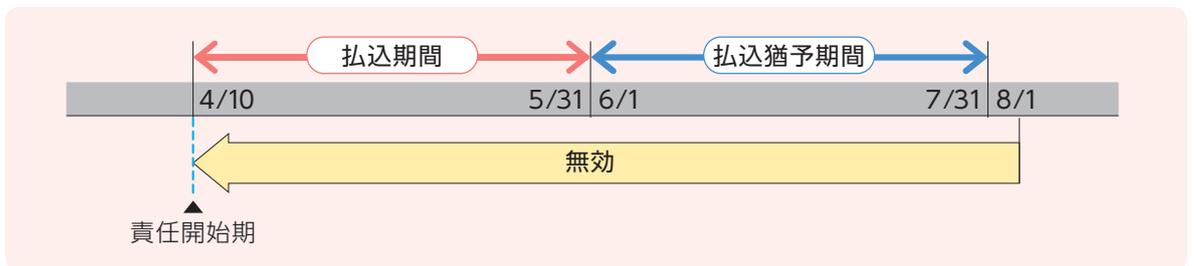


- 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

払込期間(保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

- 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

【例:払込期間と払込猶予期間】



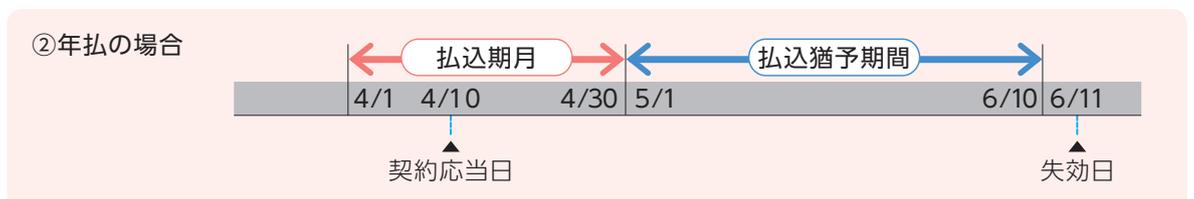
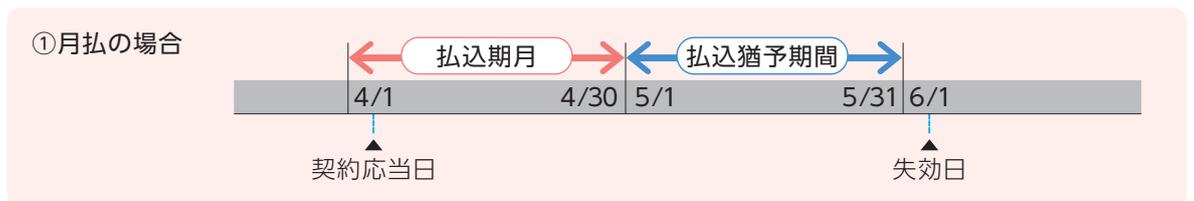
5 第2回以後の保険料は、 払込期月内に当社へお払い込みください。



払込猶予期間およびご契約の失効について

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。
(※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。
- 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)

【例:払込期月と払込猶予期間】



ご契約の復活について

- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 保険契約が復活した場合、復活後のご契約には失効前のご契約と同一の区分の保険料率が適用されます。

✓ 保険金・給付金等について

➔「ご契約のしおり(保険金・給付金等について)」P.56～

6

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



- 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。
 - ・ 免責事由に該当した場合
例: 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
ご契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など
 - ・ 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
 - ・ 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
 - ・ 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
 - ・ 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
 - ・ 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
例: 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - ・ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合



ご注意ください

次の特約・特則については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、保障の対象となりません(※)。

- ・ 就業不能保障特約(Ⅱ型・Ⅲ型)
- ・ 就業不能一時金特約(Ⅱ型・Ⅲ型)
- ・ 特定疾病保険料払込免除特則
- ・ 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則

(※) 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除には、上記のお取扱いはありません。

7

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル



0120-536-338

受付時間

平日 9:00～18:00 / 土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます(※)。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



(※) 保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

✓ 解約について

➡「ご契約のしおり(ご契約後について)」P.76～

8

解約の際にはご注意ください。



- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、付加された特約についても、保険料払込期間・経過年月数などによって解約返戻金の額は異なりますが、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。



ご注意ください 家計保障定期保険(無解約返戻金型)および就業不能保障特約、就業不能一時金特約には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

✓ その他ご留意事項

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.80～

9

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

✓ その他ご留意事項

10

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



- 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては **特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(* 告知義務についての詳細は👉「2.最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」(P.13~14)をご参照ください。
- 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません。**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
- 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・ がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・ 介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます。):契約日から1年間を不担保期間とします。
- 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

その他のご注意事項

- 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
 - ・ 現在のご契約と新たにご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・ 保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

2021年1月4日以前にご契約された「家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン」等から、「家計保障定期保険NEO 就業不能保障特約 付加」に乗り換える場合、特に次の点にご注意ください(※)。

《家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランからの乗換えの場合》

就業不能保障特約は、既存の5疾病・重度介護家計保障特約と異なり、「5疾病による入院・在宅療養状態」と「介護が必要な状態」の2つのみを保障の対象とすることはできません。必要な保障をご確認のうえ、I型~Ⅲ型のなかからお選びください。

《家計保障定期保険NEO 就業不能保障プランPlusからの乗換えの場合》

就業不能保障特約(I型・Ⅲ型)は、障害状態の保障に関して、身体障害者福祉法に定める障害の等級1級から3級までの身体障害者手帳の交付があったことを支払事由として追加していますが、「特定生活障害状態」の範囲は既存の5疾病・障害・重度介護家計保障特約における「生活障害状態」より狭くなっています。

(※) 就業不能一時金特約についても、既存の一時金特約と比較して上記と同様の違いがあります。



ご注意

✓ 各種窓口について

11

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は
各種窓口へご連絡ください。



当社のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間

平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

当社へのご不満・ご要望

当社へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。
お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

あんしん生命 お客様相談コーナー

 **0120-630-077**

受付時間

平日 9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 お問い合わせ先

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|---|--|
| ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)**をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.82～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 普通死亡保険金の金額
 - (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
 - (4) 災害死亡保険金の金額
 - (5) がん給付金の一時金額
 - (6) 就業不能保障給付金の月額
 - (7) 先進医療保障給付の件数
 - (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - (9) 取扱会社名
- (※) 詳細は「ご契約のしおり」または当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください。

支払査定時照会制度

➡「ご契約のしおり(生命保険に関するお知らせ)」P.83～

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- (※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。



Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探することができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/bank/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

*当社ホームページのトップページから

 **Web約款** をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

> **お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

> **ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- ・「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客様のご負担となります。
- ・「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客様のインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

< 取扱者 / 代理店 >



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>